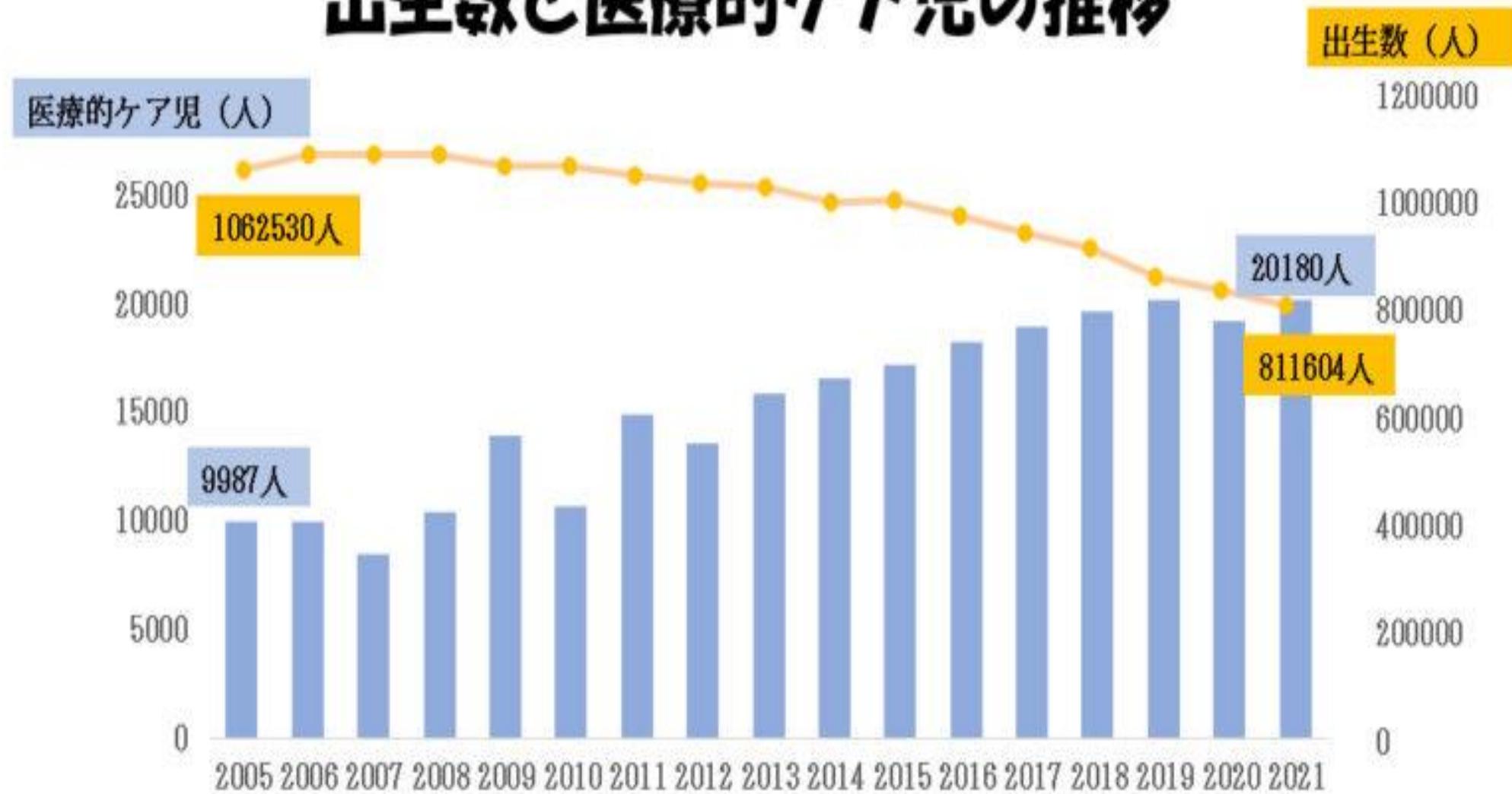


医療的ケアについて

# 出生数と医療的ケア児の推移



厚生労働省の資料から抜粋作成

# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

## ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

## 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようするすることが重要な課題となっている  
→医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する  
→安心して子どもを生み、育てることができ社会の実現に寄与する

## 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう  
に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

## 国・地方公共団体の責務

## 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

### 国・地方公共団体による措置

- 支援措置
- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
  - 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
  - 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
  - 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘査した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

# 医療的ケア児支援法のポイント

- ①医療的ケア児でない児童と共に教育・保育を受けられるように最大限配慮し適切に教育・保育にかかる支援をおこなう
- ②居住する地域にかかわらず等しく適切に支援を受けるようにする
- ③国や地方公共団体などは支援にかかる施策を実行する責務を有する※努力義務から責務に変更
- ④教育・保育施設の設置者は、保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアやその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置やその他の必要な配置を講ずる
- ⑤国や地方公共団体は看護師等の他に、介護福祉士その他の喀痰吸引等を教育・保育施設に配置するための環境の整備その他必要な措置を講ずる

# 医療的ケアとは？

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、人工呼吸器による呼吸器管理、喀痰吸引その他の医療行為・・・とされているが、一般的な医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(自宅・学校・保育所・福祉施設など)で日常的に継続しておこなわれる

- ①喀痰吸引②経管栄養③気管切開部の衛生管理④導尿⑤吸入
- ⑥インスリン注射などの医行為を指す。

※病気治療の為の医行為は含まれないものとする。

※医行為は基本的に医療従事者がおこなうが、特定の研修を受講すれば、喀痰吸引や経管栄養は医療資格がなくてもおこなうこと出来る

# 主な医療的ケア

- 経管栄養

自分の口から食事をすることが難しくなった人に対し、鼻から胃まで繋がっているチューブや、胃ろう・腸ろう(腹部から直接胃や腸にチューブを繋げる)を通じて食事を胃や腸に直接送る方法。

- 吸引

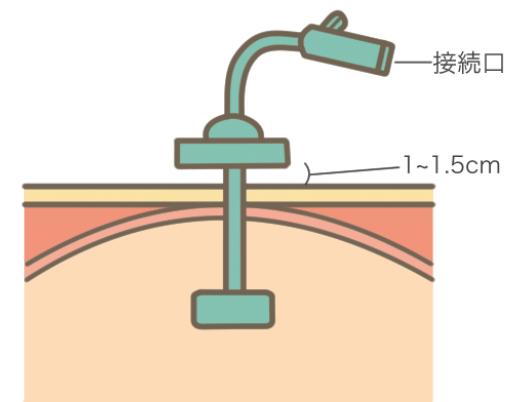
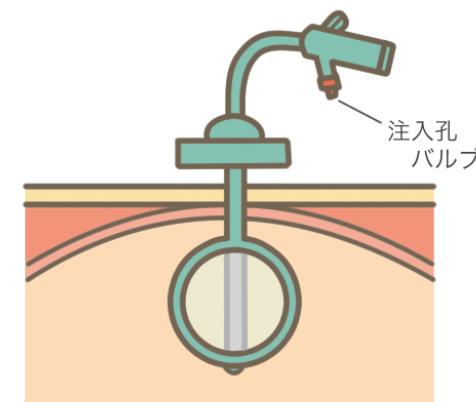
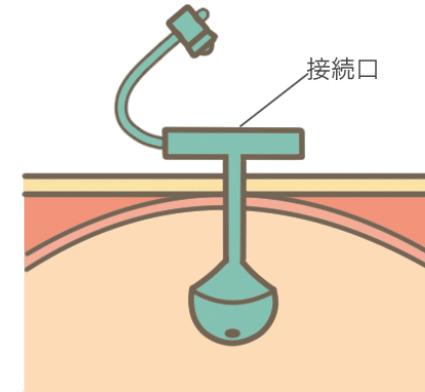
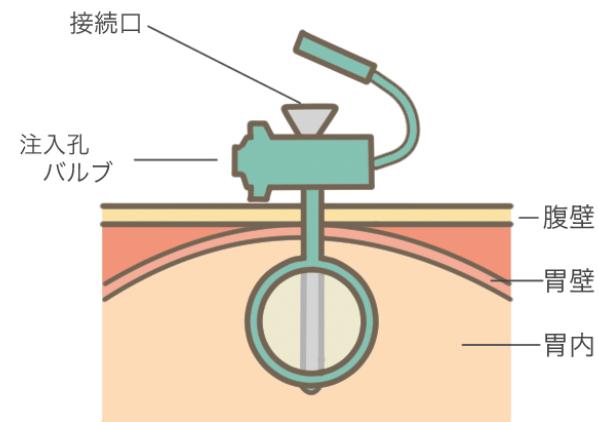
痰や唾液、鼻水などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、吸引器を使って吸い取る手伝いをすること。痰や唾液などを綺麗に取り除くことで、呼吸を楽にし、肺炎などの感染症を予防する方法

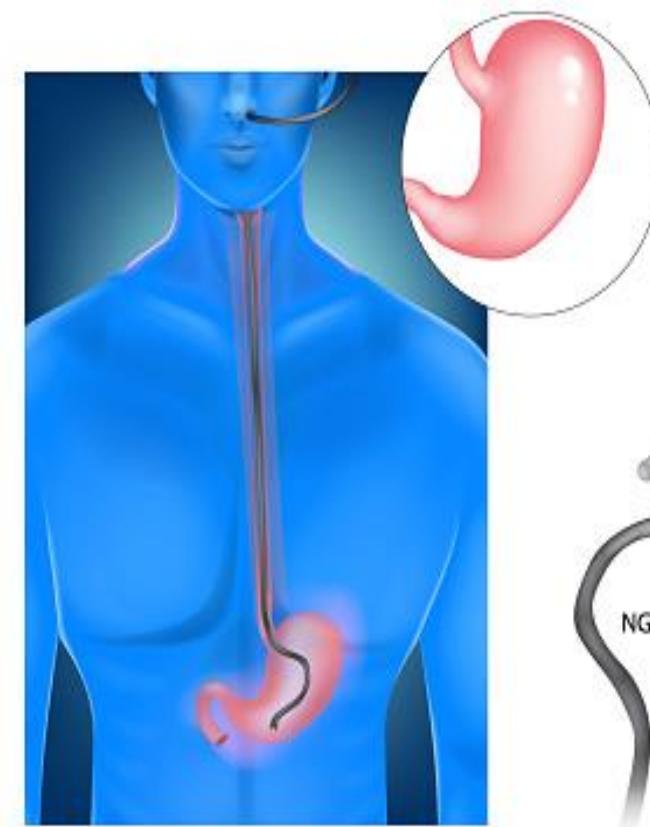
口腔・鼻腔・カニューレ(気管の上の皮膚を切開し気道を確保する管)

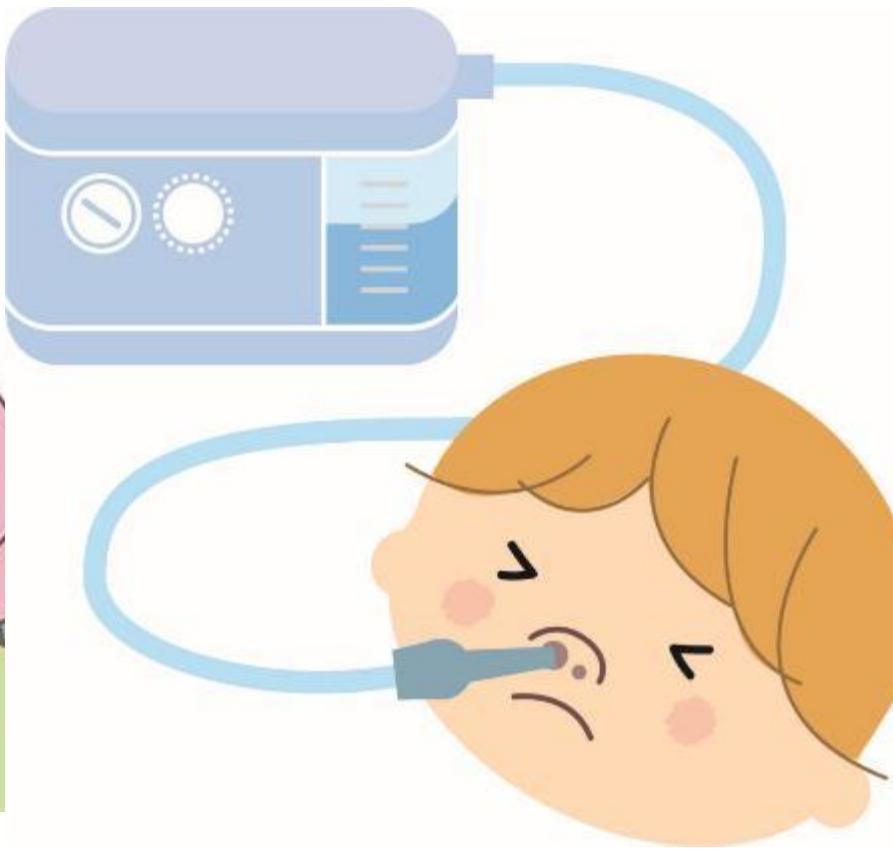
※注意・吸引は本人にとって決して楽な行為ではない。

- 気管切開部の管理

気管カニューレがしっかりと気管に入っているか、またしっかりと固定されているかなどの気管切開部周辺の管理。

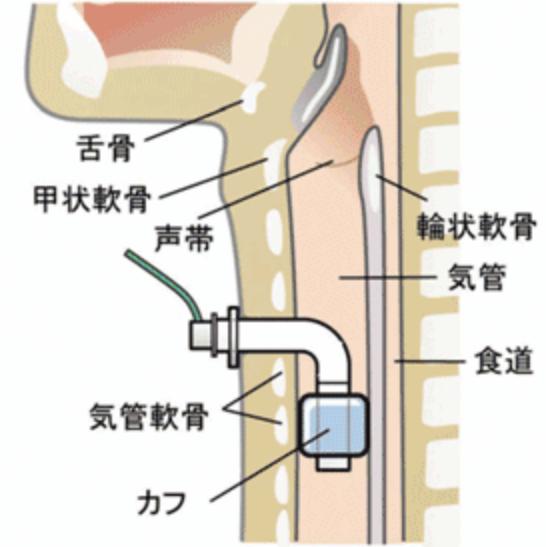
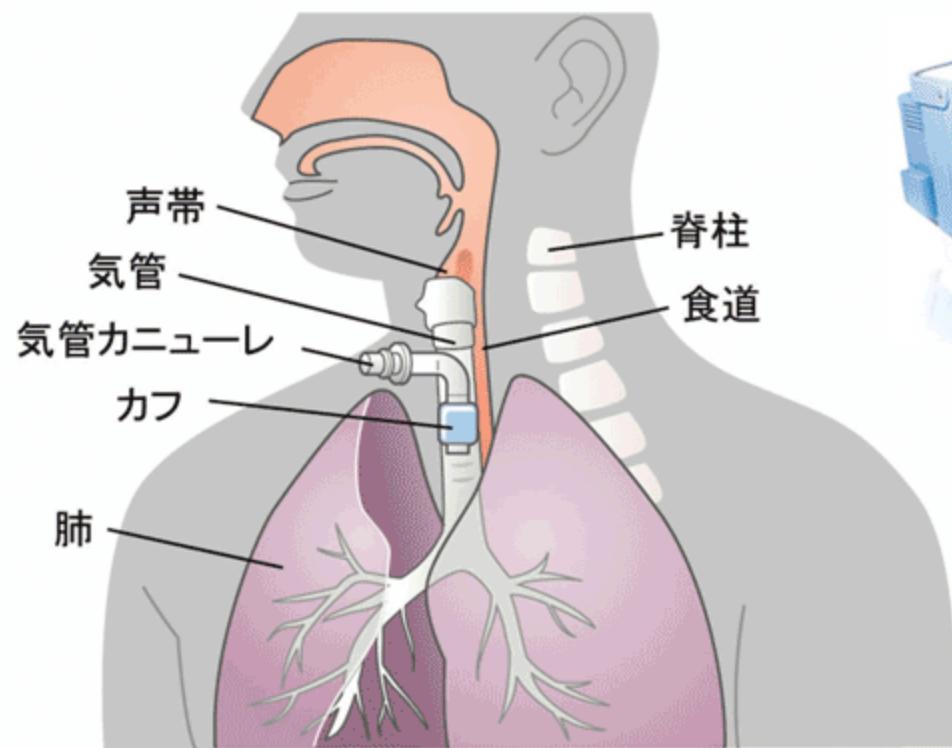








## 気管切開と気管カニューレ



確実に気道の確保ができる

- ・気道に穴を開けなくてはならない
- ・通常声を出せなくなるが、声を出せる気管カニューレ等の器具の工夫で出せる場合もある。

# 主な医療的ケア

- 人工呼吸器の管理

人工呼吸器とは肺を出入りする空気の流れを補助するための機械であり、その目的は適切な換気量の維持、酸素が血液に取り込まれることの補助、呼吸動作を補助し呼吸が楽にすることが出来ます。動作の確認や設定などの管理をおこなう。

- 酸素療法(在宅酸素療法)の管理

呼吸機能の低下が原因で、体内的酸素が不足している場合、様々な酸素供給器を使い、体内的酸素を補う。

- 吸入

呼吸器系の疾患のある子どもが薬剤を吸入したりスチームを吸入する。

# 主な医療的ケア

- 導尿

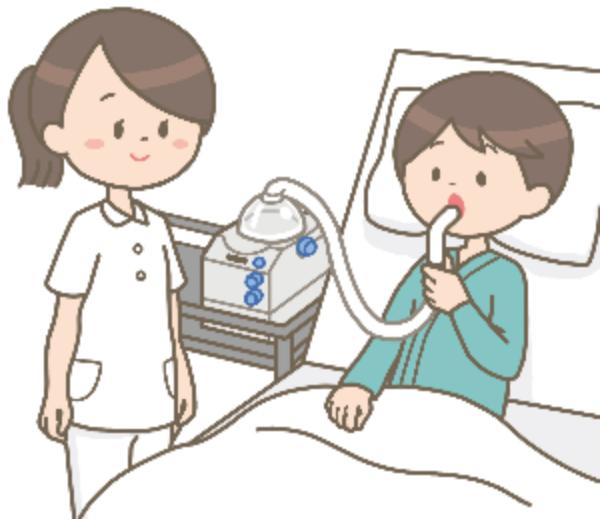
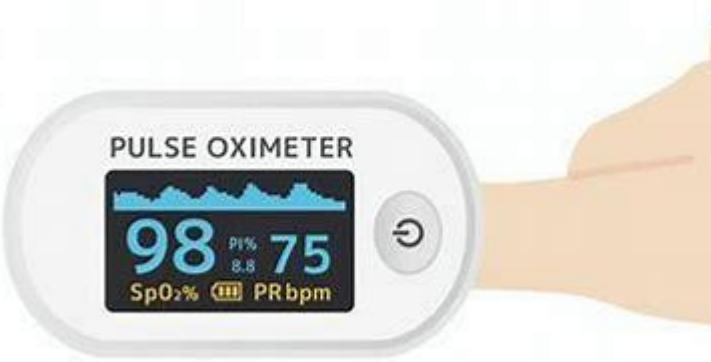
自力での排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテル(チューブ)を留置し排尿をする。

- 人工肛門(ストーマ)

自然に排便することや自力で排便することが難しい場合に、腹部に排便用のルートを造り排便をする。

- インスリン注射(皮下注射の管理)

糖尿病によりインスリン分泌が十分でない場合など、定期的もしくは身体状況や医師の指示に合わせて皮下注射によりインスリンを補う。



TPPV(気管切開) NPPV(マスク型)







JF-FPV060

